

企業の魅力発信支援事業（マッチング支援）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「高知県地方創生移住支援事業等実施要領（以下「移住支援事業等実施要領」という。）」に基づく地方創生マッチング支援事業を実施するため、企業の魅力発信支援事業（マッチング支援）（以下「本事業」という。）の運用に関して必要な事項を定める。

（本事業の支援内容）

第2条 本事業の内容は、以下のとおりとする。

（1）マッチングサイトの開設・運営

企業の求人情報を全国連携のマッチングサイトへ掲載する。また、第3条に定める支援対象法人の求人情報は移住支援金の対象とする。

（2）効果的な求人広告の作成支援

第3条に定める支援対象法人が、自社の魅力等を効果的に発信するための求人広告の作成等を支援するセミナーを実施するとともに、専門家による個別支援を実施する。

（支援対象法人）

第3条 本事業の支援対象法人（以下「支援対象法人」という。）は、移住支援事業等実施要領の第5の2（1）アの（ア）～（ク）に掲げる事項の全てに該当するものとする。

2 移住支援事業等実施要領の第5の2（1）アの（ア）に掲げる「高知県が別に定める要件」とは次に掲げるとおりとする。

(i) 県税の滞納がないこと

(ii) 労働基準監督署に就業規則を届け出ていること（常時10名以上の労働者を使用する法人に限る）

（支援の申請）

第4条 支援対象法人は、本事業による支援を受けようとするときは、第1号様式に関連書類を添えて知事に提出するものとする。

（支援の決定及び通知）

第5条 知事は、前条の規定による申請を適当と認めたときは、支援対象法人の登録を決定し、第2号様式により当該申請事業者に通知するものとする。

（登録内容の変更申請）

第6条 支援対象法人は、第4条の規定に基づく登録申請を行った後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに第3号様式により知事に提出するものとする。

(登録の辞退)

第7条 支援対象法人は、第5条の規定に基づく登録決定を受けた後、支援対象法人の要件を満たさなくなった場合は、速やかに第4号様式により知事に届け出るものとする。

(辞退の受理)

第8条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、第5号様式により当該届出事業者に通知するものとする。

(求人情報の掲載手続)

第9条 支援対象法人は、求人情報の掲載を希望する場合は、第2条(1)のマッチングサイトに自ら登録するものとする。

(掲載内容の変更等)

第10条 支援対象法人は、マッチングサイトに掲載している求人情報の内容に変更があったときは、速やかに変更(終了を含む)を行うものとする。

(協力)

第11条 支援対象法人は、本事業に関し、県、市町村、又は移住支援金の支給を申請する者から求めがあった場合は、証明書の発行等、必要となる資料の提出に協力するものとする。

(情報の開示)

第12条 本事業又は支援対象法人に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。)に基づく開示請求があった場合は、条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月27日から施行する。